

校則見直しの手順

一宮起工科高等学校 昼間定時制

- 1 生徒会執行部は、校則の変更（追加、改正又は、廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員、学校評議員等から、意見を聴取し、委員会、職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員、学校評議員等からの意見や委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。